

# 回覧

## 税の申告相談の会場開設延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、香取市は税の申告相談の会場開設を**令和3年3月19日（金）まで延長**します。

**時期によって会場開設が異なります**のでお気をつけください。

### ○令和3年2月16日（火）から3月15日（月）まで

会場	曜日	相談時間
市役所本庁 5階大会議室	月～金曜日 ※2/28(日)は実施	◇午前の部 8時30分～正午 (受け付けは11時30分まで)  ※正午～13時は受領のみ
いぶき館 3階304研修室		
山田支所 1階会議室	月・水・金曜日 ※2/16(火)は実施	◇午後の部 13時～17時 (受け付けは16時まで)
さつき館 2階 201研修室	火・木曜日 ※3/15(月)は実施	

### ○令和3年3月16日（火）から3月19日（金）まで

会場	曜日	相談時間
市役所 本庁 1階ロビー	火～金曜日	上記と同じ
いぶき館 特設会場		

※土・日・祝日は会場開設ませんが、2月28日（日）のみ市役所本庁といぶき館で申告相談を行います。

### ○上記期間にかかわらず次の方は佐原税務署で申告してください。

- ・青色申告を選択している方
- ・譲渡所得（土地、建物、株式等を売った収入）や先物取引がある方
- ・修正申告、更正の請求、令和2年分以外の確定申告
- ・消費税申告、贈与税申告がある方

裏面もご覧ください

## ○申告相談に必要な資料

- ① 所得を証明する書類 ② 売上・仕入・経費を集計した資料など
- ③ 各種所得控除の対象となる領収書や証明書など
- ④ 前年の申告書や収支内訳書等の控え

○事業所得・不動産所得に係る経費や医療費の領収書はあらかじめ集計してお持ちください。

## ○市・県民税の申告書を提出していただく方

1. 今年の1月1日現在、香取市内に居住し、昨年中に所得のあった方。  
\*国民健康保険税の申告も兼ねていますので、所得のない方でも申告していただく場合があります。
2. 給与所得者は、通常申告をする必要はありませんが、次のような方は申告が必要です。  
\*勤務先から、市へ給与支払報告書の提出がない方。  
(提出の有無は勤務先へご確認ください)  
\*給与所得以外の所得(営業、農業、不動産など)のある方  
\*医療費控除などの所得控除を申告する方。
3. 香取市内に居住していない方で、今年の1月1日現在、市内に事業所または家屋敷のある方。

## 【注意】

次のような方は所得税の確定申告義務はありませんが、市・県民税では所得を申告する必要があります。

- ・給与所得が年末調整済 かつ その他の所得が20万円以下
- ・公的年金等収入 400万円以下 かつ その他所得が20万円以下

## ○申告書を提出する必要のない方

1. 所得税の確定申告書を、税務署に提出した方。
2. 勤務先から既に給与支払報告書が香取市に提出されている方。
3. 家族に扶養されており、その家族があなたを扶養にする申告をした方。

お問合せ先 香取市役所税務課 ☎0478(50)1242